

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市整備部 公園緑地課 企画担当	
不利益処分名	緑の相談所の市長が定めた事項を守らない者に対する退館命令	
根 拠 法 令	とくしま植物園緑の相談所条例	
根 拠 条 項	第8条第2項	
連 絡 先	(電話 621 - 5295 )	
処 分 基 準	<p>(入館者の守るべき事項等)</p> <p>第8条 緑の相談所の入館者は、緑の相談所内において、第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に規定する事項その他緑の相談所内における秩序、安全及び清潔を保持するため、市長が定めた事項を守らなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、退館を命じることができる。</p> <p>(利用者の守るべき事項等)</p> <p>第6条 【略】</p> <p>(1) 緑の相談所内の秩序、安全及び清潔を保つこと。</p> <p>(2) 施設等を損傷しないこと。</p> <p>(3) 施設等の備品を移動し、又は物品その他の器具類を搬入しないこと。</p> <p>(4) 緑の相談所内で物品の展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。</p> <p>(5) 緑の相談所内の壁、柱等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) その他係員の指示に従うこと。</p> <p>2 【略】</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)